

書画鑑定と印影

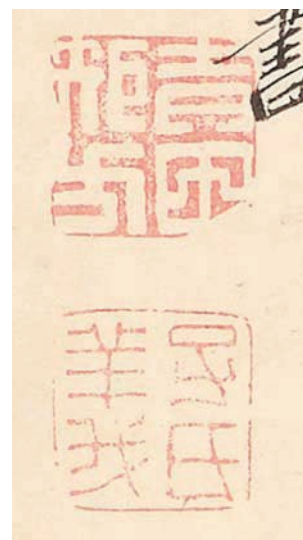
「ほっとやまはく」

タイム⑩



書画鑑定の際、画風や筆致に加えて、落款が判定の決め手となります。落款とは、書画制作の際に記された年月日や作者名、印影などのことです。落款の中でも、印影は真贋（しんがん）を客観的に証明する重要なポイントです。真正正銘の作品に押されているもの

や、信頼できる落款事典などが、判定の基準となります。実際の鑑定に当たっては、印影の大きさ、文字や枠の形や太さなど厳密に検討する必要があります。この場合、「似ている」ではなく、「一致」しなければなりません。また、検討の際は、「こ」が良いという「加点式」ではなく、「こ」がおかしいといった「減点式」を意識することが肝要です。もちろん、この他に、作品の制作事情、伝来経緯、納箱の箱書きや付属資料なども大切なポイントで、最終的にはこれらを総合的に判定することになります。



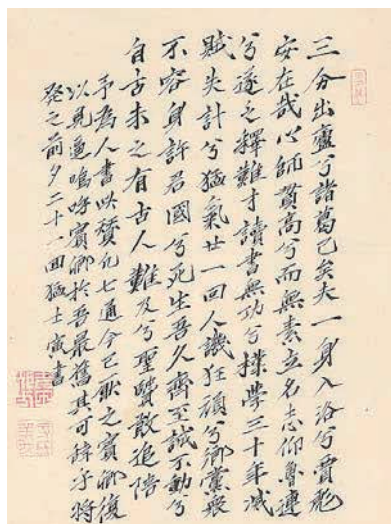
印影拡大

・松浦亀太郎（松洞）で、松陰が賛（絵に添える詩や文章）と跋（はつゝあとがきのこと）を書き入れています。

吉田松陰の印影

それでは、印影の実例として、「吉田松陰自賛肖像（中谷本）」（県立山口博物館蔵）を見てみましょう。この自賛肖像は、1859（安政6）年5月、安政の大獄で江戸護送を命じられた松陰が、萩にいた家族や門下生たちに見るの品として作った6幅のうち、門下生の中谷正亮に与えたものです。肖像の絵師は門下生

この自賛肖像には印影が5カ所あります。まず目に入るのは、賛・跋の最後にある上下の大きな印影です。上の印文は「吉田矩方（のりかた、松陰の実名）」下は「子義氏」（子義は松陰のあざな）です。この印章は、一辺が3・4センチ、厚さ1・5センチ、ろく石製、両面彫りで、松陰の主な詩幅に押される代表的なものです。



吉田松陰自賛肖像（中谷本、県立山口博物館蔵）

細かく見てみると

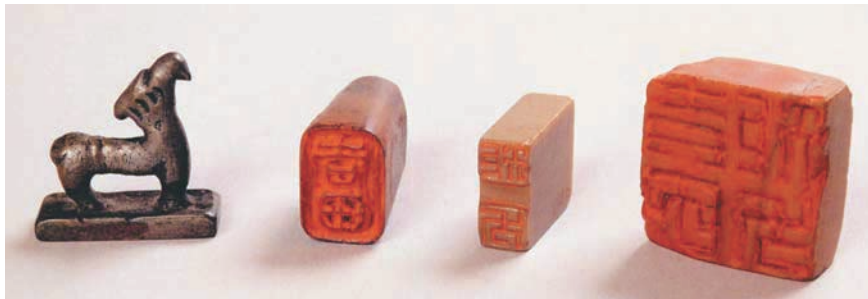
この印影をよく見ると、右下が斜めに欠けているのが分かります。これは、押し方が悪いのではなく、実物の印章の該当部分が欠けているためです。左横も少し欠けていますが、これも同様です。反対に、これらがきちんとして写っているのは偽物ということになります。吉田松陰のほか、木戸孝允、伊藤博文など歴史上の有名な人物の書画類は人気が高いため偽物も多く、これらの印影は、程度の差こそあれ本物と異なっています。

また、賛の冒頭、右上にあるのは関防印というもので、印文は「日夕佳（につせきか）」です。

肖像の右下の二つの印影は、松浦亀太郎の雅号「松洞」「聴鶴」です。松陰が使用した印章は4顆6種あり、現在、そのすべてが県文書館に保管されています（「吉田松陰所用印類」、県指定有形文化財）。この印章（印影）が鑑定を決定付ける最強アイテムなのです。今後、各地の博物館・美術館で鑑賞の際に、印影やサインに注目してみれば、一味違った楽しみ方ができるでしょう。

明治維新資料をデジタルで

県立山口博物館では、歴史常設展示室の松下村塾コーナーに「デジタル松下村塾」を設置し、今回紹介した「吉田松陰自



吉田松陰所用印類4顆6種（県文書館蔵）

ル技術を使って分かりやすく紹介しています。また、博物館ウェブサイト「バーチャル収蔵庫」にも明治維新資料を高精細画像で掲載しています。ご興味のある方はぜひご覧ください。

山田稔（学芸課主任・歴史担当）

▽次回は7月6日です。

山口県立山口博物館
TEL 083-922-0294
月曜休館（祝日の場合は翌日）。
最新情報はホームページで。

